

消費者委員会における主な調査審議事項

建 議

- 「自動車リコール制度に関する建議（平成22年8月27日）」
- 「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議（平成22年12月17日）」
- 「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議（平成23年4月15日）」
- 「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議（平成23年5月13日）」
- 「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議（平成23年7月22日）」
- 「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議（平成23年8月26日）」
- 「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議（平成23年12月21日）」
- 「公共料金問題についての建議（平成24年2月28日）」
- 「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議（平成24年7月24日）」
- 「『健康食品』の表示等の在り方に関する建議（平成25年1月29日）」
- 「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議（平成25年2月12日）」
- 「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議（平成25年8月6日）」
- 「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議（平成25年8月6日）」

その他の意見表明の例

- 消費者基本計画の検証・評価・監視関係
- 家庭用電気料金値上げ認可申請関係
- 電気通信事業者の販売勧誘方法の改善策
等
(平成25年8月末現在)



内閣府

消費者委員会

The Consumer Commission



東京メトロ銀座線・南北線「溜池山王駅」7番出口直結
東京メトロ丸の内線・千代田線「国会議事堂前駅」

お問い合わせ

内閣府 消費者委員会事務局

〒100-6177
東京都千代田区永田町2-11-1
山王パークタワー6階
電話：03-3507-8855
FAX：03-3507-9989



ホームページ

<http://www.cao.go.jp/consumer/>

消費者委員会 ~消費者・生活者が主役になる社会の実現に向けて調査審議します~

消費者委員会とは

消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として、平成21年(2009年)9月1日に内閣府に設置されました。

各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明(建議等)を行います。

内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施します。

消費者委員会の構成

消費者委員会は、内閣総理大臣が任命した委員(10人以内)で組織されます。また、必要に応じ臨時委員、専門委員を置くことができます。

消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、消費者委員会本会議のほか、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専門調査会などの部会・専門調査会等を設置して調査審議を行います。

消費者委員会の活動

消費者委員会本会議は公開で開催しています。傍聴の申込みや会議資料、議事録については当委員会ホームページをご覧ください。

消費者委員会委員(第3次)

(平成25年9月現在)

委員長
河上 正二
東京大学大学院法学政治学研究科教授

委員長代理
石戸谷 豊
弁護士

阿久澤 良造
日本獣医生命科学大学応用生命科学部部長

岩田 喜美枝
公益財団法人21世紀職業財団会長

齋藤 憲道
同志社大学法学部・法学研究科教授

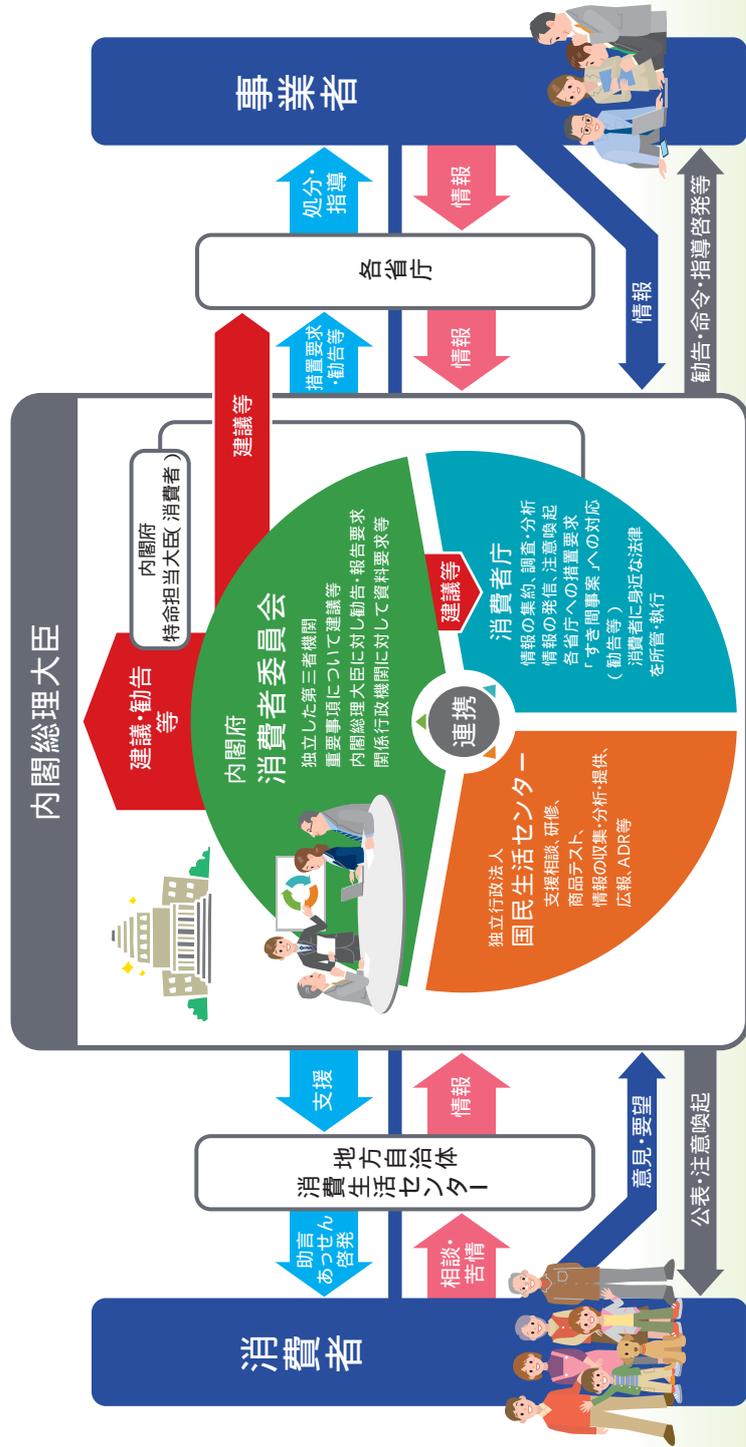
高橋 伸子
生活経済ジャーナリスト

夏目 智子
全国地域婦人団体連絡協議会事務局長

橋本 智子
一般社団法人北海道消費者協会会長

山本 隆司
東京大学大学院法学政治学研究科教授

唯根 妙子
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事



建議：消費者庁及び消費者委員会設置法第6条第2項第1号の規定に基づき、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に対して行う意見表明